

経営事項審査申請におけるダンプ車の自動車検査証に関する注意事項

令和5年1月

令和5年1月以降、経営事項審査申請の「建設機械の保有及びリース台数」（項番64）に係る別添様式『建設機械の保有状況一覧表』において、ダンプ車を記載する場合は、自動車検査証について、下記の事項に注意してください。

- ・自動車検査証の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載されているものであること。ただし、自動車検査証の備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする」等の記載があり、土砂等の運搬が制限されている車両や、貨物自動車でない場合は認められません。

- ・審査基準日において有効であることが必要です。

 - ※車検更新により上記を満たさなくなった場合は不可。

- ・車両総重量、最大積載量、ダンプ規制法による表示番号は問いません。

- ・自ら所有していることを証する書類として、売買契約書や譲渡証明書等の代わりに自動車検査証を用いることも可能です。ただし、その場合は、自動車検査証の記載内容が、所有者・使用者ともに自社名義のものであり、かつ、メーカー名、型式、製造番号等が特定できる場合に限りです。

- ・割賦販売で、所有者が信販会社であるなど、所有権の移転が留保されている場合は、自動車検査証に加え、売買契約書により確認します。

- ・電子車検証の場合は、印刷してください。必要な情報のうち券面に記載されていない項目がある場合は、『自動車検査証記録事項』（※）も印刷して添付してください。『自動車検査証記録事項』には、AタイプとBタイプがありますが、必要な情報が記載されている方を添付してください。

なお、電子車検証に関する詳細やお問い合わせ先は、自動車検査証についての国土交通省ホームページをご覧ください。

（※）ICタグに格納された情報を、汎用のICカードリーダーや読み取り機能付きスマートフォンでPDFファイルとしてダウンロード可能。